

昭和五十七年六月十九日提出
質問第一六号

福岡県等の麦の穂発芽等の損害に対する救済に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年六月十九日

提出者 小沢和秋

衆議院議長 福田 一 殿

福岡県等の麦の穂発芽等の損害に対する救済に関する質問主意書

福岡県をはじめ、佐賀県・長崎県・熊本県など北部九州地域では、刈取り適期の降雨等により、昭和五十七年産麦について穂発芽、赤カビ病等の被害が相当規模で発生している。

例えば福岡県では、六月三日現在で、小麦の作付け一万七千ヘクタールのうち、二千九百八十ヘクタールで被害がでており、二条大麦の場合は、六千五百九十八ヘクタールの作付けのうち千八百六十六ヘクタールで被害が発生している。

この被害により、麦作農家は深刻な生活不安に脅かされている。

これらの救済について以下質問する。

- 一 政府は、こうした麦の穂発芽等の事態について、実情をどう把握しているか。
- 二 政府は、昭和五十六年北海道で、台風により穂発芽等が発生した際、「農業災害補償法」に基

づいて、品質低下による減収分を補てんするため、「損害評価に関する特例措置」を講じ、その被害の救済に当たったが、今回の福岡県等における被害についても、同様の措置を講ずるべきだと考えるがどうか。

三 政府は等外表はもとより、規格外表についても、政府買入れを行うべきと考えるがどうか。右質問する。